右の者に対する業務上過失傷害、道路交通法違反被告事件について、昭和四四年 一一月二七日広島高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があ り、同事件は当裁判所に係属中のところ、被告人は、昭和四五年五月二八日死亡し たことが、医師A作成の死亡診断書および広島県安芸郡 a 町長 B 認証の戸籍謄本の 各記載によつて明らかである。

よつて、当裁判所は、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件公訴を棄却する。

昭和四五年六月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	松	本	正	太 隹
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	/\	郷